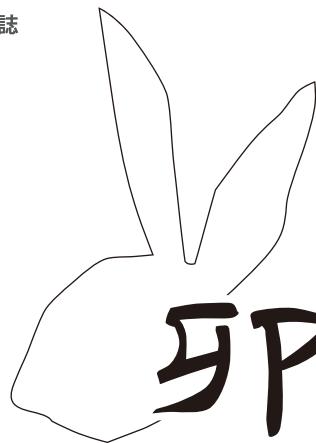




医療法人 卯の会 広報誌

平成26年6月発行

vol.47



日本医療機能評価機構

卯の会



第103回 看護師国家試験に見事合格し、沖縄県内初のEPA(経済連携協定)による外国人看護師誕生に同僚から祝福をうける
ブリラン ジアン カルロ トルトゥゴさん(写真中央)

目 次

新年のごあいさつ	P2
認知症高齢者のお口のケア	P3
コンピュータを用いた認知リハビリテーションの紹介.....	P4
地域で利用できる施設の紹介.....	P5
今年度の家族向けプログラムのお知らせ	P5
あらかき通信	P6
栄養課からのレシピ紹介	P7



■ 新年度にあたって

医療法人 卯の会 新垣病院
地域医療部 精神保健福祉課
課長 小野寺 弥生

当院ご利用の方々、関係者の皆様のご理解・ご協力のもと、平成26年度を新しい職員とともにスタートすることが出来嬉しく思います。

さて、この新しい年度、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)が一部改正されました。この改正は、精神障がい者の地域生活への移行を促進することを目的に、

1. 精神障害者の医療に関する指針の策定に関すること
2. 保護者制度の廃止に関すること
3. 医療保護入院の整備に関すること
4. 精神医療審査会の委員の構成に関すること
5. 成年後見に関わる体制に関すること

が整備され、今年度4月1日から施行されています。なかでも保護者制度の廃止と医療保護入院の整備に関するこことは業務に大きく影響していると感じています。

これまで医療保護入院は、精神保健指定医と保護者の同意が入院時の要件とされていました。精神科への入院(医療保護)には保護者が必要であり、その保護者には、患者さんに治療を受けさせる、財産上の利益を保護する、診断が正しく行われるよう医師に協力するなど、いろいろな役割が規定されていました。しかし、「保護者一人に患者さんの治療の責任を負ってもらうには負担が大きいのではないか」、「時代とともに家族関係が変化し保護者が必ずしも利益保護を行えるとは限らないのではないか」などの指摘があり『保護者』制度が廃止となり、4月からは保護者に代わり家族等のいずれかの同意で入院治療が受けられることになりました。

また、医療保護入院は本人の同意のもとに行われる入院ではありませんので、早期治療・早期退院が行われるよう院内での取り組みも規定されていますし、障害福祉サービスについても地域の事業所の紹介に努めるよう努力義務が課せられています。患者さんを一人の保護者や家族で支えるのではなくて地域社会で支えていくという流れが一步推進されることになりました。

精神障害者の医療・福祉に関する歴史は、私宅監置の時代から病院収容の時代へ、人権擁護・社会復帰を支援する時代から自立・社会参加を支援する時代へとめまぐるしく変化しています。「精神科病院に入院したら一生出られない」と巷で言っていた時代から精神疾患を抱えながらも自分らしく生活することを選択できる世の中へと変わってきました。ひとり暮らしをしたいという希望があれば、ヘルパーや訪問看護、日中の活動場所などのサービスを組み合わせて実現することも可能となりました。就労したいという希望も実現可能です。

当院でも長期療養者の退院支援、地域定着支援、就労支援など幅広く勧めています。これからも、ご本人やご家族に病気があっても、生き生きと暮らせるよう支援を提供していきたいと思います。

今年度もよろしくお願いします。

平成26年4月 吉日

認知症高齢者のお口のケア

6月4日は
むし歯予防デー



認知症病棟 准看護師 新垣初美・課長 宮里 満 監修:医師 真栄城尚志

高齢者の体調悪化のひとつに「誤嚥性肺炎」というものがあります。それは、口の中の細菌が誤嚥され肺に入ってしまい起きる肺炎で、重症化すると死に至る場合があります。この予防策としては、「誤嚥を生じにくくする」ことも大切ですが、誤嚥性肺炎にならないように、口の中の細菌を取り除いて清潔に保つことが重要です。当病棟でも口腔ケア回数の増加に伴い、発熱や肺炎の回数が減少したというデータがあります。

もともと、お口の中は雑菌を殺し清潔を保つ力が備わっています。唾液は、歯や歯のすき間、舌などに付着した汚れや細菌を洗い流し、お口の中を清潔に保つ働きを持っています。しかし、高齢者になると、多くは唾液の分泌が少くなり、口腔内は乾燥しがちです。また、身体のマヒや内服薬の副作用などでさらに唾液が少なくなり、口腔内が乾燥してしまう場合もあります。唾液が泡立っていたり、歯垢がこびりつきやすくなっていたり、飲み込みにくそうにしたり、口内炎が出来やすくなっていたり、舌がひび割れている方は口内が乾燥していると考えられます。

唾液が減少することに加えて、高齢者のお食事はきざみ食にしたり、とろみをつけて召し上がりやすく工夫されています。きざみ食は歯のすき間や口腔内に食べかすが残りやすく、ねばりけの強いペースト食は、口腔内に長時間停滞しやすくなります。そうするとお口の中に汚れや細菌がたまりやすくなり、誤嚥性肺炎のリスクが高くなります。認知症の方においては、歯磨きが習慣化しているとは限りません。本人任せにしていると口腔内は不衛生であることが考えられます。以上の様な事から、周囲の方がご本人の口腔ケアを気に掛けてお手伝いすることは大切です。

自ら整容が出来て、歯磨きを行える方は、声掛けして見守りながら自分でやってもらいましょう。磨きたりない場合は声掛けをしてお手伝いしてください。自分で磨けない方は、口腔ケアのお手伝いが必要です。口腔ケアを受ける高齢者にはまずは安心してもらう事が大切です。触られることに抵抗がある方も多くいらっしゃいます。口腔ケアを行う場合は、必ず声掛けながら本人に確認しながら行ってください。触られることに抵抗がある方へは触れられることに慣れてもらうことからはじめてみましょう。抵抗の少ないところから、例えば(1)手を握る、(2)肩をもんだり首筋を触る、(3)両頬に掌をあて、顔を包み込むようにする、(4)口の周りのマッサージ、(5)口の中に歯ブラシを入れる、(6)歯磨きをするといったように、毎日少しずつでも慣れていってもらいましょう。

口腔ケアを施す場合には、むせ防止のために出来る限り体を起し、姿勢が崩れない様に、頭、お尻がずれないようクッションなどで固定しましょう。起き上がる事が難しい方は、仰向けにして顔は横に向け施しましょう。口腔ケア中に使用する歯ブラシを清潔に保つことも大切です。清潔な歯ブラシを使うよう心掛け、使用後の歯ブラシは、10秒以上、流水下でよく洗いましょう。水を切って風通しのよい場所で乾燥させ、月に1回を目安に取り替えましょう。

ブラッシングに加えて口内の清潔を保つために出来る事は唾液の分泌を促す事です。食事だけでなく、おしゃべり、歌、朗読、口や舌の体操も唾液の分泌を促します。また、お茶や水分をこまめに取り口の中を潤すというのもいいでしょう。お茶はそれ自体に殺菌作用があるので食事の後にお茶を飲んでもらうというのもいいかもしれません。

高齢者は入れ歯を使用している方が多く、入れ歯の手入れも大切です。入れ歯を手入れする場合は、下の入れ歯から外しましょう。入れ歯は落とすと割れやすいので、洗面器などに水を貼って流水下で磨きましょう。歯ブラシで磨いた後、週1-2回は入れ歯洗浄剤を使いましょう。熱湯を使うと入れ歯が変形する事があるので熱湯での消毒は控えましょう。入れ歯の汚れがたまりやすいところは、歯の付け根、入れ歯の縁や裏側、ばねの部分です。念入りにきれいにしましょう。歯茎にのこっている汚れはスポンジブラシやガーゼを指に巻き、拭き取りましょう。入れ歯を戻すときは下の入れ歯から戻してください。

入院中の患者さんのご家族には口腔ケアの方法をお伝えすることもできますのでお気軽に病棟スタッフにお声掛けください。

参考文献:要介護高齢者の為の口腔マニュアル 東京都南多摩保健所 臨床看護特集 口腔ケアと食事援助「嚥下障害を有する患者の口腔ケアと食事介助」p494

コンピュータを用いた認知リハビリテーションの紹介

文責:地域医療部 臨床心理課 池原宏道・リハ課 伊藤 仁 監修:医師 新垣 元

前号に続き認知機能について書かせて頂きます。特に、今回は当院で行っているコンピュータを用いた認知機能回復のためのリハビリテーション(認知矯正療法:通称 NEAR)の取り組みを紹介したいと思います。

NEARは30-60分のコンピュータのゲームソフトを使ったゲームをします。一時期はやった任天堂DSの「脳トレ」覚えていますか?実はゲームによっては「注意力を高める」「記憶力を高める」「空間を認識する力を高める」「推測する」「理論立てて考える」「問題解決する」「分類する力を高める」などの認知機能を高める効果が期待できるソフトがあります。参加者それぞれが課題を意識してそのゲームに取り組みます(写真:ゲームソフトの例)。



その後、30分程度のグループワークをします。その中では、ゲームで刺激した機能が日常生活のどの場面に役立つか、上手く行く為の工夫はどうしたらいいか、日常生活の中において同じような効果が期待できる作業は何かを確認します。そうすることで、日常生活の中にも様々な認知機能を高めるものが身近にあることを知り意欲的に取り組んでいきます。また、自分は何が苦手でそれを補う工夫を考えたりすることで客観的に自分自身をとらえ工夫することが出来るようになっていきます。日常生活で何気なくやっていることが実は認知機能の向上に役立っていることに気付いたりします。

週2回、6か月間を通してこのプログラムに参加して貰います。私たちが感じている参加者の変化は、「①コミュニケーションが上手にとれるようになる、②やる気がでてくる、③自分で学習するようになる」の3点です。

興味・関心のある方は一度主治医にご相談ください。

地域で利用できる施設の紹介

アソシア社会大学

〒904-0117 沖縄県中頭郡北谷町北前1-10-8

TEL.098-923-0291 FAX.098-923-0292

対象者:18歳~20台後半の精神・発達に障害のある方
月~金AM10:00~PM3:00 送迎あり

~自分らしさを発見する場所と将来を考える時間を提供~

「社会に一步踏み出すこと」は不安だったり、緊張したり、迷いがあったりします。社会に出る前の学生時代に過ごした仲間との時間の中で自分らしさを発見したり将来を思い描いたりします。また、自分ひとりではないと感じたり、勇気づけられたり、励まされたりすることもあると思います。アソシア社会大学は、将来は就職したいけど、その前に「何でも話せる友達が欲しい」「自分が何をしたいのかじっくり探りたい」「世の中の事をもっと知りたい」そんな若者が対象です。

大学の中はオシャレで、皆と楽しめるゲームや楽器、自分らしさを知り・自分を活かすためのカリキュラムが用意されています。
毎週金曜日オープンキャンパスを実施しています。お問い合わせ下さい。



今年度の家族向けプログラムのお知らせ

地域医療部 家族セミナーワーキンググループ 伊禮教香

当院では本年度も家族向けのプログラムを計画しています。

認知症の方のご家族のためのあつまり「家族のつどい」

「家族のつどい」は当院を利用されている認知症の方のご家族の集まりです。講話やお話会の他にも施設見学やボランティアによるマッサージを企画しています。

平成26年	PM2:00~PM4:00
6月21日(土)	「認知症について」
平成26年	PM2:00~PM4:00
8月16日(土)	「お薬について」
平成26年	PM2:00~PM4:00
10月18日(土)	「療養者と家族の交流会」
平成26年	PM2:00~PM4:00
12月20日(土)	「介護保険サービスについて」
平成27年	PM2:00~PM4:00
2月21日(土)	施設見学

統合失調症の方のご家族のためのあつまり「家族心理教育セミナー」

～治療編～ 救急病棟を中心に「統合失調症はどういう病気か」「どのように治療を行っていくか」を家族が集い、スタッフも一緒に話し合い学ぶ会です。本年度4回の実施を計画(期日検討中)しています。

平成26年	PM2:00~PM4:00
7月26日(土)	「統合失調症の治療について」
平成26年	PM2:00~PM4:00
9月27日(土)	「お薬について」
平成26年	PM2:00~PM4:00
11月22日(土)	「関わり方について」
平成27年	PM2:00~PM4:00
1月24日(土)	「利用できる社会資源とサービス」

～回復編～ 回復編は当院入院中・通院中の統合失調症の方のご家族を対象にしています。治療からリハビリ、そして地域での生活のことなど様々なことをテーマに講話やお話会を持ちます。

～利用者と学ぶ会～ 統合失調症の方とご家族が一緒に集い学びあえる「利用者と学ぶ会」は8月と3月に開催予定しています。開催日時が決まり次第ポスターにてご案内します。くわしくは外来の掲示板をご確認ください。どうぞお誘い合わせのうえご参加ください。

お問い合わせ先: 098-933-2756 (地域医療部 臨床心理課・リハ課)



あらかき通信

平成26年 辞令交付式

今年4月に入職した職員14名、昇格した9名の辞令交付式が行われました



創立記念式典・歓迎会

4月15日、新垣病院は創立44周年を迎えました。

4月28日(月)創立記念式典と新入職員の歓迎会が開かれました。創立記念式典では永年勤続の方の表彰、免許取得者の紹介、新入職員の紹介などがあり職員の交流を深めました。



就労支援事業所 あらた舎感謝祭

4月26日(土)に第12回あらた舎感謝祭が開催されました。地域の方々に利用者の就労に関するご理解に感謝をこめて毎年開催しています。当日は多くの方が来場され交流を持ちました。



ふれあい看護体験

5月17日(土)、「看護師になりたい」「看護師の仕事に興味がある」10名の学生が看護師の仕事を体験されました。参加された学生さんには、患者さんの食事の介助、お話しやフットケアをしてもらいました。そのかかわりの中で「ありがとう」と感謝され嬉しさを覚えたり、接し方の大切さを感じたり、看護師の仕事の意義を感じたりするひと時を持たれたようです。



栄養課
からの
レシピ紹介

色彩(いろどり)サラダ

調理時間
1人 10分
kcal 41



材 料 (1人分)

- | | | | | | |
|-------|-------|-----|--------------|-----------------|-----|
| ・もずく | | 80g | ・ニンジン | | 2g |
| ・ニガナ | | 2g | ・香味野菜ドレッシング | | |
| ・たまねぎ | | 15g | | | 20g |
| ・トマト | | 15g | ※ドレッシングや野菜は、 | お好みのものをお使いください。 | |
| ・コーン | | 5g | | | |

作り方

- ①もずくは塩抜きし、ざるに上げ水切りする。食べやすい長さに切る。
- ②ニガナはせん切りし水にさらしあく抜きをする。たまねぎは薄くスライスし水にさらす。トマトは一口大に切る。
- ③もずくと野菜とドレッシングを軽く混ぜ合わせ、最後にコーンを散らす。

ポイント

もずく：体内の新陳代謝を良くするため、若さと美しさを保つことができます。また血圧を下げたり、血管の硬化を予防し、生活習慣病を予防する食品としても重要です。

ニガナ：昔から解熱や胃腸の不調に効く薬草として先祖から受け継がれた食物です。きざんでよくあく抜きすればおいしく食べられます。

(新垣病院 栄養課)

これからの主な病院行事予定

5月



- 3日(土) 憲法記念日
5日(月) 子どもの日
6日(火) 振替休日

休診日

6月



- 21日(土) 認知症「家族のつどい」
PM2:00~
『認知症について』

7月



- 21日(月) 海の日 休診日
26日(土) 家族心理教育セミナー
回復編 PM2:00~
『統合失調の治療について』

| 編 | 集 | 後 | 記 |

沖縄の梅雨はもうすぐあけます。

この時期になると台風のことが気になります。沖縄ではこの時期「でいごの花」(沖縄の県花:本紙P4の写真)が咲きます。古くから、でいごの花がたくさん咲くとその夏は台風の当たり年と言われています。

我が家家の近隣のでいごの花はたくさん咲いています。さて、今年は…。台風被害の少ない年でありますように。(池原)

当院への 案内図



〒904-0011 沖縄県沖縄市安慶田4丁目10番3号
TEL (098) 933-2756 FAX (098) 932-8123

医 療

- 5 病棟:精神科救急病棟
- 4 病棟:精神科一般病棟
- 3 病棟:精神療養病棟
- 2 病棟:精神療養病棟
- 1 病棟:認知症治療病棟
- 外来・訪問看護

リハビリテーション

- 精神科作業療法
- 精神科デイケア
- 重度認知症患者デイケア
- 精神科デイナイトケア
- 通院患者リハビリテーション事業
(社会適応訓練事業)
- 外来作業療法

地域支援

精神保健福祉相談 ・自立および生活支援 ・入院・受診相談
啓蒙啓発活動

関連施設

自立訓練事業所 ラポール

●所在地: 〒904-0012 沖縄市安慶田4丁目9番7号
TEL: 098-932-8100 FAX: 098-932-8161

グループホーム あらかき

●所在地: 〒904-0011 沖縄市照屋5丁目23番12号
TEL: 098-934-4888

就労支援事業所 あらた舎

●所在地: 〒904-0011 沖縄市照屋5丁目23番8号
TEL: 098-938-2100 FAX: 098-938-2300

相談支援事業所 あらかき

●所在地: 〒904-0012 沖縄市安慶田4丁目10番3号
TEL: 098-931-9244 FAX: 098-931-9255



平成25年2月7日付にて沖縄県中部福祉保健所より施設内完全禁煙施設(病棟・外来部門)
として認定されました

理 念

私たちちは博愛と奉仕の精神で診療に臨み
常に安心して満足いただける
最良の医療を目指します



基本方針

- 1.利用者の人権と安全に配慮し、一人ひとりに最も適した医療を提供します。**(人権・安全性・医療)**
- 2.地域と密接に連携し、利用者の社会参加、社会復帰の促進をはかります。**(地域連携)**
- 3.快適な治療環境を追求し、「癒し」と「安らぎ」のための空間を提供します。**(アメニティと医療の質)**
- 4.医療人としての研鑽を積み、それぞれの専門性を高めチーム医療に努めます。**(職員の質の向上)**
- 5.職員の健康と安全に配慮するとともに、生活向上にも努めます。**(職場環境)**

1. 良質な医療を安全かつ公平に受ける権利

2. 人格を尊重され医療提供者との協力関係の下で医療を受ける権利
3. 診療に関して充分な説明、情報を受ける権利
4. 治療方法などを自分の意志で選択する権利
5. 個人情報の秘密が守られ、私的な生活を乱されない権利

患者様の権利

患者様の責務 患者様に守って いただきたいこと

1. 医療提供者に対して患者自身の健康に関する情報を提供すること
2. 医療上理解できることについて質問すること
3. 他の患者の治療や病院職員の医療提供に支障を来たさないように留意すること